

現任者講習会についてのQ&A (10月19日現在)

(1) 講習会の申込み受付について

- ・ 10月25日(水)受講申込書到着分より受け付けます。受付開始については、10月25日(水)以前の消印でも問題ありません。ただし、申込締切に関しましては、11月17日(金)当日消印になりますのでご注意ください。
- ・ 受講申込書のホームページ掲載は、10月24日(火)を予定しておりますので、郵便局窓口で簡易書留で郵送すると早く到着して受付できないというご心配はありません。
- ・ 受講申込書の宛先は、当センターではなく専用の窓口をご用意しております。受講申込書の掲載と同時に宛名貼付用紙を掲載しますので、出力して角2封筒へ貼付してください。
- ・ ゆうパックやレターパックでの受付はしておりません。必ず郵便局の窓口で「簡易書留または書留」でご郵送ください。「簡易書留または書留」と「速達」を組み合わせることは可能です。
- ・ 申込書送付先または当センターに持込はできませんのでご注意ください。

(2) 現任者講習会受講資格・書類について

- ・ 受講資格はありません、学歴・職歴に関係なくどなたでも受けられます。
- ・ 講習会受講の際には、実務経験の証明書添付などは不要です。受講申込書のみで申込みできます。
- ・ 実務経験が5年未満の方、1年目に公認心理師試験を受験しない方でも受けることができます。
- ・ 講習会受講を修了すると「修了書」を発行します。「修了書」は受験資格の特例期間中は有効です。また、1回目に不合格だった場合でも受講しなおす必要はありません。

※託児施設・授乳施設の用意はございません。

(3) 講習会の定員・日程希望などについて

- ・第1回試験に間に合う講習会は、現時点では掲載中の日程での講習会しか予定しておりません。
- ・可能な限り多くの方に受講いただけるように準備をしております。できるだけ**参加可能なできる限りの**第7希望まで希望することをお勧めします。必ずしも第7希望まで希望する必要はありませんが、多くを希望される方が受講の可能性が高まります。
- ・今年度について、他団体で講習会開催がございますのでご確認ください。
(日本精神科病院協会：Webのみ受付)
- ・実施機関による講習会内容の違いはありません。
- ・日本心理研修センターまたは日本精神科病院協会のどちらかを選択いただきます。
- ・日本精神科病院協会主催分と重複しての申込が確認された場合、申込無効となりますのでご注意ください。
- ・次年度以降も経過期間中に講習会を開催いたします。

(4) 受講申込書や宛先の掲載がないのですが、どうしたらよいですか

- ・受講申込書・宛先貼付用紙は、10月24日(火)に掲載予定です。(詳細の時間は未定)
- ・受講申込書は、入力フォーム(入力できるPDF)をダウンロードしていただき、画面上で入力したものを出力してください。入力した情報は保存できませんので、郵送前に必ずコピーをとり保管してください。
- ・宛名貼付用紙(PDF)は、申込書の送付先が記入されていますので、印刷して角2封筒(A4サイズが入る大きさ)に貼付してください。折曲厳禁ですので必ず角2封筒をご利用ください。

(5) 自分が現任者にあたるかどうかわからない

・現任者については、公認心理法附則第2条第2項において「受験資格の特例」の対象として、次のように規定されています。

○「この法律の施行の際現に第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者」で文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、（公認心理師法）第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った者

※公認心理師試験を受験するには、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の過程を修了することが条件

◆ 詳細は、公認心理師法を参照願います。

○また、文部科学省・厚生労働省令第3号附則第5条で、「公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる業務を業として行っていた者であって、平成29年9月15日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない」者も、現任者と認められる旨が規定されています。

◆ 詳細は、文部科学省・厚生労働省令第3号を参照願います。

◆「現任者の期間の考え方」については、当センターホームページの公認心理師試験サイト「公認心理師試験について」の「経過措置について」を参照願います。

○附則に記載のある「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設」は、文部科学省・厚生労働省令第3号附則第6条に規定されています。

なお、上記省令附則第6条第2号に規定する「文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設」として、平成29年9月15日付29文科初第882号・障発0915第10号において規定しています。

◆ 詳細は、厚生労働省ホームページを参照願います。

※ご自身・所属等でご判断やご相談ください。

(6) 大学・大学院ルート読替は、誰が判断するのか

- ・大学・大学院にて行います。ご卒業された大学及び大学院にお問い合わせください。
- ・ご自身での判断での読替はなさらずに、大学・大学院で読替の確認をしてください。
- ・どのルートであっても科目免除はございません。

(7) いつ5年になっていれば、受験資格があると考えられるのか

- ・公認心理師の受験申込時において、5年になっていることを基準にしたいと考えています。公認心理師試験受験申込時期については、決定次第、当センターホームページにてお知らせいたします。

(8) 「受講の手引」に東京地区の講習会会場が記載されておりましたが、具体的な会場名を教えてください

- ・東京地区は23区内の5か所の会場で開催を予定しております。受講申込にあたっては、会場の指定はできませんので、「受講票」で個別にご案内いたします

(9) 受講料支払い期日について

- ・11月17日(金)～12月6日(水)の間に順次分けて発送される「受講地及び受講日程決定通知書」に記載いたします。振込期限は、発送後約一週間となりますのでご準備をお願いします。

(10) 申込の取消しについて

- ・ 申込みをキャンセルされる場合は、当センターまでメールでお知らせください。

メールアドレス：info@jcpp.or.jp 件名：申込キャンセル

なお、受講料お振込み後、申込の取消しによる返金はできませんので十分ご検討・ご確認の上お手続きください。

(11) 領収書の発行について

- ・ 領収書は振り込みの際の金融機関の受領票をもってかえさせていただきます。